

ID: 188

担当部署: 上下水道課

処分の概要	設計審査及び工事検査					
例 規 名 根 拠 条 項	大河原町給水条例 第7条第2項					
例 規 番 号	平成10年条例第8号					
【基準】						
第7条第2項の規定による。 (工事の施行) 第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。 3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。 4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条に定める基準に適合させなければならない。 5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令第6条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日			